

需要に応じた作物生産に向けて

～ 水田をフル活用しバランスがとれた生産を～

30 年産主食用米・非主食用米の「県域の生産目安」を算定しました！

主食用米	加工用米	飼料用米	米粉用米	WCS用稲※	その他	水稻計
127,201t	2,602t	3,128t	668t	—t	257t	133,856t
24,321ha	496ha	592ha	127ha	608ha	50ha	26,194ha

※種子用を除く

主食用米・非主食用米等の土地利用作物と共に、収益性の高い園芸作物にも取組み **水** 田をフル活用し **需** 要に応じた生産を進めていきましょう。

平成30年産の推進の方向

《主食用米》

- 主食用米の作付面積が減少しており、生産確保が必要です。

▶ 「**県域の生産目安**」を目標に作付けを確保しましょう!!!

H30広島県生産の目安	H29生産面積	差
24,321ha	23,100ha	+1,221ha(+5.3%)

- 主食用米は主に県内で、業務用・家庭用様々な用途で消費されています

- ▶ 安定生産に向け、**実需者・消費者との結びつき（契約生産）**を強化しましょう。
- ▶ 収益確保に向け**実需者の求める量・品質**に応じた栽培を行いましょう。
- ▶ コスト削減や作業の効率化のため**機械の共同利用や共同作業**に取り組みましょう。

区分	供給先	取組の方向	栽培のポイント (◎特に重要 ○:重要)	
			収量	品質
家庭用	ブランド米	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高品質、良食味を追求した栽培(ドローン・ICTの活用等) ・ 高付加価値(産地を特定、GAP、特別栽培米等) 		◎
	一般向け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良食味かつ多収の品種を導入 ・ 低コスト・多収栽培技術の導入(密播疎植栽培・L型肥料導入等) 	○	○
業務用	弁当、外食(レストラン、定食屋)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各業務用途に適した多収の品種を導入 ・ 複数年契約栽培による経営安定 	◎	○
	うち特定需要(酒造等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質の安定(ドローン・ICTの活用等) ・ 需要に対し過不足なく安定供給 ・ 高付加価値(GAP等) 		◎

《非主食用米等》

■ 農地の有効活用や需要に応じた生産の為に非主食用米や大豆・麦等の作付けにも取り組みましょう!!!

用途	H29作付実績	H30生産計画	増減	主な取組地域	取組の内容等
加工用米	401ha	496ha	+95ha	北広島, 安芸高田, 三次, 三原, 世羅地域	・冷凍米飯向け(品種:アキヒカリ等)及び酒造用かけ米(品種:中生新千本等)を増加(+95ha)
WCS用稲※	528ha	608ha	+80ha	庄原, 北広島, 三原, 三次, 東広島地域	・混合飼料工場(庄原)の新設に伴い拡大(+57ha) ・地域内の取組みを拡大(+23ha)
飼料用米	552ha	592ha	+40ha	三原, 庄原, 三次, 東広島, 世羅地域	・県内養鶏業者の需要に応じ拡大(+40ha)

※種子用を除く



主食用米に非主食用米をうまく組み合わせると
田植や収穫作業の作業時期を分散できるね。

■ 国の非主食用米や麦・大豆・飼料作物への助成はこれまで通り継続します。県の産地交付金(地域協議会でも支援している場合あり)でも作付を支援します。

	助成対象	対象者・要件等
全国一律	加工用米・WCS・飼料用米・米粉用米・麦・大豆	①実需者と出荷販売契約を締結し、対象作物を生産し、収穫・販売を行う農業者へ助成 ②飼料用米, 米粉用米は原則農産物検査機関による数量の確認を受ける ③飼料用米・WCS用稲は畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存する
県内一律(産地交付金)	加工用米	①実需者と出荷販売契約を締結し、加工用途に向く品種(中生新千本・アキヒカリ・あきさかり・あきろまん・こいもみじ)を生産し、収穫・販売する農業者へ助成 ②担い手(※1)には加算措置を予定
	WCS用稲	①担い手が国の新規需要米取組計画の認定を受け対象作物を生産し、収穫・販売した場合に助成 ②担い手のうち1ha以上作付または専用品種(たちすずか・たちあやか)を作付けた場合加算措置を予定
	飼料用米	①担い手が国の新規需要米取組計画の認定を受け対象作物を生産し、収穫・販売した場合に助成 ②多収品種(※2)を作付けた場合及び担い手のうち1ha以上作付または多収品種を作付けた場合加算措置を予定
	麦・大豆・飼料作物	①担い手が対象作物を生産し、収穫・販売した場合に助成

・全国一律単価は平成29年度と同様の予定です。県内一律単価は2月頃決定する予定です。

※1担い手: 認定農業者, 集落法人, 認定就農者(認定新規就農者を含む), 農業参入企業, 集落営農(規約・代表者の定め・共同販売経理を行う者(水田活用の直接支払交付金要件と同じ))

※2多収品種: 需要に応じた米生産推進要領第4の3に規定する品種(国指定24品種 知事特認2品種)

《園芸作物等》

■ 水稲に比べ収益性の高い園芸作物への転換を支援します。

助成対象	対象者・要件等
キャベツ, アスパラガス, ほうれんそう, ねぎ, わけぎ, トマト, こまつな, ちんげんさい, しゅんぎく, みずな, きく, ぶどう, いちじく, レモン	①対象作物を生産し, 収穫・販売を行う全ての農業者へ助成 ②担い手には加算措置を予定
畑地化	①畑作物の本作物化を進める場合交付対象農地から除外することを条件に助成

■ 上記の他, 不作付地や離農・規模縮小した生産者等から新たに農地を借り受けた担い手を支援する為, 担い手が新たに集積された水田で作物作付(※3)した場合支援を行う予定です。

※3 加工用米・WCS用稲・飼料用米・米粉用米・麦・大豆・飼料作物・キャベツ・アスパラガス・ほうれんそう・ねぎ・わけぎ・トマト・こまつな・ちんげんさい・しゅんぎく・みずな・きく・ぶどう・いちじく・レモン 単価は2月頃決定する予定です。

作成: 広島県農業再生協議会

《問い合わせ先》広島県(広島市中区基町10-52 農業経営発展課 電話082-513-3557)
または, 最寄りの地域農業再生協議会(各市町, 各JA)までお問い合わせください。